

令和5年4月6日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

**「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」及び「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」の廃止について**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本医師会より標記通知がありましたので情報提供いたします。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについては、上記2件の通知で示されてきました。

今般の通知は、政府により新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り令和5年5月8日から五類感染症に位置づけを変更するとされたことを踏まえ、同変更がなされた場合、同日付けで標記国通知（事務連絡）を廃止する旨、連絡するものです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)